

## 第6章 プランの推進

## 第6章 プランの推進

### 6-1 プランの推進体制

本プランを推進していくために、区民・事業者・区がお互いの役割を理解し、それぞれができること、すべきことを行い、これら三者の協働を基礎としてプランの推進を図っていきます。

#### 1 墨田区環境基本条例推進本部

本プランに掲げた施策の推進には、多数の部署が関係しているため、各部署の意見を取りまとめ、区全体として環境行政を推進していく全庁的な組織である「墨田区環境基本条例推進本部」による審議を行い、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

#### 2 墨田区環境審議会

本プランを推進していくには、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識も必要となってきます。

このため、学識経験者等を構成員として、墨田区環境基本条例に基づき設置される「墨田区環境審議会」に、本プランの専門的かつ広範囲にわたる審議や環境行政への答申、助言等を求めます。

#### 3 すみだ環境共創区民会議

本プランの実効性をより高めるためには、区民・事業者の理解と協力が不可欠です。このため、区民・事業者により構成された、すみだ環境共創区民会議と意見交換を行う場を設け、協働により事業を推進していきます。

#### 4 緑の推進会議

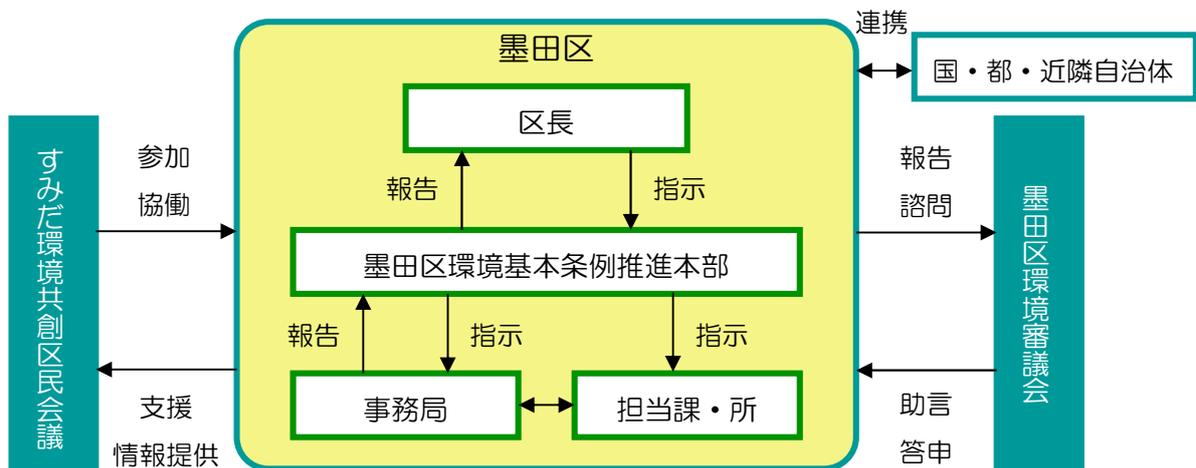
本プランに基づく緑化の推進を円滑に進めるため、区公共施設の緑化推進及び緑地保全について、関係部署が緊密な連絡及び相互協力を行う場を設けて、緑化を推進していきます。

#### 5 広域及び多分野の連携

国、東京都及び近隣の地方自治体と共通する課題や地球環境問題等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点で取り組んでいきます。

また、本プランの推進を通じ、SDGs が掲げる「社会面・経済面・環境面」の多様な課題に対して統合された形での解決を目指すために、環境以外の多分野とも連携を図りながら取り組んでいきます。

【プランの推進体制】



## 6-2 プランの進行管理

PDCA サイクルにより、毎年度、環境施策の実施状況を把握・評価して次年度の取組へ反映します。

また、「基本目標 1 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進み、あらゆる人が行動するまち」の実現など、今後の国や東京都の政策の変化、科学技術の発展に期待しなければ達成が難しい目標もあることから、毎年度、これらの状況を把握して次年度の取組へ反映していきます。

【PDCA サイクルによるプランの進行管理】

